



にこにこサロン 第2・第4木曜日 10:30～

◎今年度のテーマ:「みんなと一緒に参加しよう」

■4月はこんなことをしました



◆10日 年間計画を立てよう!

今年度、サロンでどんなことをしてみたいかな、してみようかなと、みんなで話し合いをしました。「出かけたい」、「作ってみたい」、「体操したい」など、多くの意見が出ました。

みんなで一緒に集い、楽しい時間を過ごしていきましょう。

◆24日 ヤクルトさんによる健康教室

鳥取ヤクルト販売(株)みどりセンターの方を講師に迎え、出前健康教室を開催しました。

健康に深く関わる“腸”についてお話を聴き、生活習慣や食事を見直す機会となりました。



みなさん
お誘い合わせの上
ご参加ください。

■5月のにこにこサロン

・5月 8日 木曜日 10:30～

内容：・環境美化（センター周辺をきれいにしましょう）
・ごきぶり団子づくり

・5月22日 木曜日 10:30～

内容：・活動弁士グループ「三朝小唄を語り隊」による無声映画上映会

新しい参考図書の紹介

すなばウォーズ

倉吉市人権絵本作成委員会作成



令和6年度の人権絵本のテーマは“戦争と平和”です。今年日本は戦後80年になります。しかし、世界に目を向けると今でも戦争で命を落したり、命の危険にさらされている人が大勢います。毎日、ニュースで流れていますが、よその国の事ととらえている人も多いと感じています。子どもにも大人にも考えてほしいという願いからこの絵本が作成されました。

児童福祉週間(5月5日～11日)

こどもまんなか児童福祉週間



こどもたちが健やかに育つこと、これはこどもたちに対する国民全体の願いです。そして、家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会を私たちがつくっていくことが重要です。

こうした中、国はこどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めています。

●子どもの権利条約とは…

子どもの権利条約は世界中のこどもたちの守られるべき権利を定めた国際法です。1989年に国連で採択され、日本も1994年にこの条約に批准しています。この条約はこどもが権利の主体であることを明確にし、安全な環境で自分らしく成長することができる権利を保障しています。条約にはこどもを育てることはまず、親の責任であると書かれています。こどもだけでなく、大人もこの条約に関してしっかり理解することが大切です。

子どもの権利条約にはすべてのこどもたちがしあわせに暮らしていくために以下のようなことが書かれています。

差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、親がどのような人か、障がいの有無…どのような違いがあっても差別されません。もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら助けを求めてください。

あなたが一番

大人は、「あなたにとって最もよいことは何か」をいつも考えなければなりません。あなたの人生は、大人の都合だけで決められてよいものではありません。

守られる命

全てのこどもには生きる権利があります。あなたは、すこやかな成長のために、十分な教育や支援を受けることができます。

意見は大切

あなたの意見は、あなたの年齢や成長に応じて、しっかりと尊重されます。意見があれば、伝えてみましょう。



●ひとりで悩まないで、相談してみよう

こどもの人権110番 **0120-007-110**

24時間子供 SOS ダイヤル **0120-0-78310**
(文部科学省所管)

・こどもまんなか児童福祉週間(こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidou-fukushi-shuukan/>

・法務省リーフレット「よくわかる! こどもの権利条約-児童の権利に関する条約-」

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00118.html

をもとに倉吉市立人権文化センターが作成

